

令和4年2月28日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
茂松茂人
(公印省略)

東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に
対する財政支援の延長等について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に係る利用者負担および保険料の減免に対する財政支援につきましては、令和3年3月4日付日医文書(介213)「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」等にてご連絡申し上げましたとおり、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域等ならびに東日本大震災による被災地域においては、利用者負担および介護保険の保険料に係る財政支援等が継続されてきたところであります。

今般、厚生労働省より各都道府県行政に対して令和4年度においても当該財政支援等について継続する旨の事務連絡が発出されたとして、日本医師会より周知依頼がありました。

当該財政措置等の具体的な取扱いは下記のとおりとされておりますが、介護保険事業所におかれましては、利用者が提示する利用者負担額軽減支援事業対象者認定票または利用者負担免除証明書をご確認の上ご対応をお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようよろしくご高配のほどお願い申し上げます。

1. 帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した者を含む。以下同じ。）について

① 財政支援

利用者負担免除措置 : 令和5年2月28日まで延長

保険料減免措置 : 令和5年3月分まで延長

② 利用者負担額軽減支援事業対象者認定票（以下、認定票）

- (1) 帰還困難区域等に住所を有していた者（現に住所を有する者も含む。）については、令和5年2月28日までの間のいずれかの日の有効期限が印字された認定票を交付。
- (2) 旧避難指示区域等に住所を有していた者（上位所得者層を除く。現に住所を有する者も含む。）については、令和4年7月31日までの間のいずれかの日の有効期限が印字された認定票を交付。なお、所得判定の結果、引き続き免除対象となる者については、令和5年2月28日までの間のいずれかの日の有効期限が印字された認定票を交付。

上記②の認定票の交付は、利用者負担免除証明書（有効期限の取り扱いを認定票と同様とする場合に限る。）の交付をもって代えることができる。

2. 避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者

① 財政支援について

避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者に対しては、令和4年4月以降も利用者負担または保険料の減免を行う場合であって、その減免額が交付基準を満たす場合は、令和4年4月1日から同年9月30日までの減免額の10分の8以内相当の額が令和4年度の特別調整交付金の交付対象となる予定であり、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの減免額の10分の8以内の額が令和5年度の特別調整交付金の交付対象となる予定。なお、総合事業に係る特別調整交付金についても同様の取扱いとなる予定。

② 利用者負担免除証明書

引き続き、有効期限が更新された利用者負担免除証明書のみを有効なものとして取り扱う。

【添付資料】

○介護保険最新情報vol. 1036

「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について（令4.2.22 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課

<担当>大阪府医師会地域医療2課（安田）
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737
E-mail: t-yasuda@po.osaka.med.or.jp